

○山ノ内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

平成29年9月22日条例第15号

山ノ内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定により、山ノ内町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、8人以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、附則第2項、第4項及び第5項の規定については平成30年4月15日から施行する。

(山ノ内町農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の廃止)

2 山ノ内町農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例(昭和30年山ノ内町条例第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に在任する農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、附則第2項の規定による廃止前の山ノ内町農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例及び附則第5項の規定による改正前の山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例は、なおその効力を有する。

(特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和30年山ノ内町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年山ノ内町条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)